## 共同生活援助 料金表

単位:円/日

			中位・11/日		
障害給付費対象分					
費目		利用単価			
1)	共同生活援助サービス費(Ⅲ)	区分6	5, 830		
		区分5	4,670		
		区分4	3,870		
		区分3	2, 980		
		区分 2	2,090		
		区分1以下	1, 700		
	医療連携体制加算(I)	5,000			
2	医療連携体制加算 (Ⅱ)	2, 500			
	医療連携体制加算(Ⅲ)	5, 000			
	医療連携体制加算(IV)	1, 000			
	医療連携体制加算(VII)	390			
3	夜間支援等体制加算(Ⅲ)	100			
障害給付費加算対象分					
4	福祉·介護職員処遇改善加算 I (月単位)	所定単位数に加算率 (7.	4%)を乗じた単位数		
5	福祉·介護職員特定処遇改善加算 I (月単位)	所定単位数に加算率 (1.	8%)を乗じた単位数		
6	福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算(月単位)	所定単位数に加算率 (2.	6%)を乗じた単位数		
(1)+2+3) +456= (1)					
$(\cancel{1}) \times 10/100 = (\square)$					

障害給付費対象外分					
7	家賃※	(月単位)	30, 000		
8	光熱水費	(月単位)	12, 000		
9	食材料費(朝食)※	(1回単位)	350		
10	食材料費(昼食)※	(1回単位)	550		
11)	食材料費(夕食)※	(1回単位)	500		
12	日用品費	(月単位)	1,000		
13	その他の料金		実費		
$7 + 8 + 9 + 10 + 11 + 12 + 13 = ( \land )$					
自己負担合計= (ロ) + (ハ)					

- ※⑦市町から10,000円の家賃補助制度があります。
- ※⑨⑩⑪食材料費は、食事をした場合に生じます。



- ※所定単位数とは、基本サービス費に各種加算減算を加えた総数単位のことです。
- ※なお、上記加算につきましては、変動する場合があります。
- ※⑬その他の自己負担分として、下記に記載したものがあります。

障害福祉サービスの自己負担「本紙表面の(ロ)の金額」は、所得に応じての負担上限額が設定されております。負担上限額については、各通所受給者証(放課後等デイサービス)をご確認ください。上限額以上の費用負担は、生じません。

障害給付費対象外サービス	実費料金
①嗜好品費	実費相当額
②オムツ代	120
③尿とりパッド代	35
④その他必需品代	実費相当額
⑤保健衛生費	実費相当額
⑥行事参加費	実費相当額
⑦写真代	実費相当額
⑧創作活動に係る費用	実費相当額
⑨コピー代	20 (1枚あたり)
⑩サービス提供証明書発行	200 (1枚あたり)